令和5年7月20日

保 護 者 様

丹波篠山市立西紀中学校
校長　井上 敏昭

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症における出席停止のお知らせ

お子さんが、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症にかかられた場合、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症にかかられましたら、まずは学校へ連絡ください。出席停止の期間は、以下の「～出席停止期間の基準～」のとおりです。治癒後に登校する際には、受診された医療機関で発症日を確認いただき、学校にお知らせください。尚、新型コロナウイルス同様に、インフルエンザについても令和5年7月18日より医療機関の証明書類（り患証明書を含む）の提出は不要となりました。その他の感染症（溶連菌感染症を除く）については、従来通りの医師に記入していただく「登校許可書」を提出くださいますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、学校へ連絡ください。

～出席停止期間の基準～ 学校保健安全法 施行規則第19条

○インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」（発症日は含みません）

※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

日　付	/	/	/	/	/	/	/
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生 中学生	発症日	―	―	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能
園　児		―	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	熱なし 3日目	登園可能

○新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」（発症日は含みません）

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

日　付	/	/	/	/	/	/	/
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生 中学生 園児	発症日	―	―	―	症状軽快	1日目	登校可能